

■パブリックコメント意見一覧

No.	旧>No.	受付日	提出方法	意見概要	市の考え方(回答の方向性)	反映の有無	属性	骨子掲載ページ	該当目標	該当施策	該当事業
1	3	10月20日	メール	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」「困難女性支援法」こんな法律があることを知らなかった。	法律の周知に努めてまいります。	なし	③日野市内の在勤者もしくは在学者	P.4	全般	-	-
2	4	10月20日	メール	基本理念「多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして」は男女の枠を超えた理念になっていて、やることが多くなって大変だと思いますが、とても良いことだと思います。男女平等行動計画ではなく日野市の基本理念であってほしいです。一方で、もっと男女の性差に特化した基本理念でも良い気もします。	本計画の根拠である「日野市すべての人の性別等を尊重し多様な生き方を認め合う条例」(通称 ジェンダー平等条例)では、憲法の基本的人権を念頭に、すべての人が性別等にかかわらず個性と能力を發揮できる社会を目指すとしています。施策を通して、男女平等の土台にある人権尊重の理念についても啓発していく考えです。その上で、性別による違いについてポジティブアクションに取り組んでまいります。	なし	③日野市内の在勤者もしくは在学者	P.10	全般	-	-
3	21	10月30日	プラットフォーム	平和と人権課は本庁の外にありますね。だからというわけではないかもしれません、「施策・事業一覧(案)」にはすらりと平和と人権課が並びます。他の部署だけの事業もあるものの「あくまで主体は平和と人権課でしょ」という役所内の冷たい視線が垣間見えます。本計画に紐づいて実施される事業が、既存事業の「当て込み」と「お付き合い」になり、日常業務へのマインドに反映されないことはもちろん、その先の当該他部署の関係機関・事業者等までの波及は難しいようにお見受けします。事業を本当に重要なもののみに絞り込んで減らしたうえで、行政の多方面な活動に深く入っていくことに注力した方が良いと思います。	本計画を庁内全体で推進するため、行政推進本部を設置しております。本部会議を通して本計画の理念を全庁に浸透させ、各部署の積極的な取り組みを促していく考えです。	なし	①市内に住所を有する方	-	全般	-	-
4	27	11月4日	メール	「豊かに生きるため」の施策を盛り込んだ計画ということで、複雑な社会課題を多様な切り口から、わかりやすく体系整理された行動目標となっていると思います。第5次重点施策と体系に新規追加されている、生きることに困難を強いられている女性に対する項目、男性の家庭、地域参画をさらに促す項目など、目まぐるしく変わる社会環境にも対応できるものだと思います。計画全体において、次世代を担う若者、子どもたちに向けての啓発目標が足りない気がしました。この計画は、「市民・事業者・行政の協働のもとに、家庭・職場・地域・学校などあらゆる場面(分野)での男女平等参画を、総合的かつ計画的に推進するための具体的な計画です」とあるので、家庭教育、学校教育そして社会教育にもつながるものでもあってほしいと思いました。	本計画の根拠である「日野市すべての人の性別等を尊重し多様な生き方を認め合う条例」(通称 ジェンダー平等条例)では、憲法の基本的人権を念頭に、すべての人が性別等にかかわらず個性と能力を發揮できる社会を目指すとしています。施策を通して、男女平等の土台にある人権尊重の理念についても啓発していく考えです。基本目標1人権が尊重される社会づくりにおいて、生涯学習部門を含む関係部署が事業実施する中で、次世代への啓発と、あらゆる場面での男女平等を推進してまいります。	なし	③日野市内の在勤者もしくは在学者	-	全般	-	-
5	28	11月4日	メール	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下、「困難女性支援法」)」とありますが、厚労省の略称にあわせ「女性支援新法」あるいは「女性支援法」とすべきではないでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。表記を「女性支援新法」に統一します。	あり	②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	P.7	全般	-	-
6	29	11月4日	メール	2点目に「できることを着実に」とありますが、せめて「取り組むべきことを着実に」としていただきたいです。	ここでは、第4次から継続して、着実に前に進めて行く市の姿勢を述べてあります。取り組むべきことは重点施策において明確にし、着実に進めて行く所存です。	なし	②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	P.10	全般	-	-
7	30	11月4日	メール	3点目にある「妊娠や出産等の女性特有の機能を保護の対象とすることは、社会として不可欠」の「機能」や「保護」という言葉に非常に違和感があります。「妊娠や出産等の女性特有の状況を、社会で支えていくことが不可欠」といった内容にするよう再考を求めます。また男女間の格差や課題を改善するためには、「必要な範囲において」男女ともに～とあります。基本目標3「誰もがあらゆる分野とともに活躍できる社会づくり」の「あらゆる分野」とも矛盾しますので、この文言は必要ないと考えます。	※推進委員会にて皆様にご意見いただいたのち、回答を作成したいと考えます。	調整中	②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	P.10	全般	-	-
8	31	11月4日	メール	固定的な性別役割意識は「乗り越える」のではなく施策にもあるよう「解消する」ものだと考えますので、見直しを求めます。	ご意見ありがとうございます。固定的な性別役割意識は解消すべきものと考えますので文言修正します。	あり	②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	P.11	全般	-	-
9	32	11月4日	メール	来春施行予定の離婚後の共同親権導入の改正民法で何がどのように変わるのか、まだ理解が進んでいないと感じます。関係部署の職員や学校現場が適切に対応できるよう、また相談にも対応できるよう、研修が必須です。市民への周知もすすめてください。	改正民法では離婚後も夫婦双方が子育てに責任をもつことで子どもの利益が保護されることが期待されますが、DVや虐待の恐れがある場合の懸念を指摘する声も有るようです。市としましては、国の広報物や制度案内を活用しながら市民の理解を進めて行く考えです。	なし	②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	-	全般	-	-
10	2	10月17日	メール	先日ちょうど「アンコンシャス・バイアス」の講義を受けまして、自分の思い込みや偏見に気づきました。男女平等行動につきましては、無意識のうちに偏見や思い込みがあると思いますので、まずは、アンコンシャス・バイアスの研修をすることが良いと思いました。何回も研修を受けることで自分自身が気づいていないモノの見方や捉え方のゆがみが直ってくると思えます。	アンコンシャス・バイアスの解消に向け、市としても啓発に取り組んでまいります。	なし	①市内に住所を有する方	別添一覧表	基本目標1	施策No.1	事業No.1
11	33	11月4日	プラットフォーム	男女平等推進センターにある書籍について、市内図書館での常設コーナー展示を希望します。ホームページにジェンダー問題の書籍がアップされていますが市内の図書館にも常設コーナー設置を希望します。例えば平山図書館で閲病に関する書籍のコーナーが常設されていますが、ジェンダー平等についても図書館での常設コーナーを希望します。小さなコーナーで定期入替でいいです。「男女平等」を意識していない人の目に留まることに意義があるという考え方で提案いたします。	ご提案ありがとうございます。実施に向けて関係部署と調整してまいります。	なし	①市内に住所を有する方 ③日野市内の在勤者もしくは在学者	別添一覧表	基本目標1	施策No.1	事業No.1
12	34	11月4日	メール	基本目標1が土台になる部分であると感じる。人権意識がしっかりとしていないとどう生きていきたいかも定まらない。自分の中で人権が確立されていないと、他人を大切にすることも考えられなくなってしまうように思う。男女関係なく、自分が望む生き方ができるのが男女平等参画だと思う。自分も人も大切にされるべきという考え方を根付かせることができた。人権尊重の土台を作ることができのような事業を行ってほしい。家庭以外に常識やルールを教える場所は必要であると感じる。	すべての人が性別や生き方に関わらず尊重される社会に向け、人権尊重の啓発に取り組んでまいります。	なし	③日野市内の在勤者もしくは在学者	別添一覧表	基本目標1	施策No.1	事業No.1
13	35	11月4日	メール	職場も対象ですので、担当課に産業振興課も入れてください。	本計画を庁内全体で推進するため、行政推進本部を設置しております。本部会議を通して、担当部署に含まれていない部署においても積極的な取り組みを促していく考えです。	なし	②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	別添一覧表	基本目標1	施策No.1	事業No.1

No.	旧>No.	受付日	提出方法	意見概要	市の考え方(回答の方向性)	反映の有無	属性	骨子掲載ページ	該当目標	該当施策	該当事業
14	22	10月31日	メール	男女平等のもとには人権がある。もう少し教育のなかで人権を考える機会を作ってもいいのではないか。 保育園や幼稚園の中で男女平等意識を持っている職員がいるかいないかで、子供たちへの影響は全然違うと思う。 なんでもかんでも人権問題にすればいいのではなく、何が人権なのかを理解していることが重要である。	本計画の根柢である「日野市すべての人の性別等を尊重し多様な生き方を認め合う条例」(通称 ジェンダー平等条例)では、憲法の基本的人権を念頭に、すべての人が性別等にかかわらず個性と能力を發揮できる社会を目指すとしています。 施策を通して、男女平等の土台にある人権尊重の理念についても啓発していく考えです。	なし	②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	別添一覧表	基本目標1	施策No.1	事業No.2 事業No.3
15	12	10月22日	メール	学校教育の中で、アンコンシャスバイアスやジェンダーバイアスがないようにしてほしい。	本計画を庁内全体で推進するため、行政推進本部を設置しております。 本部会議を通して本計画の理念を全庁に浸透させ、各部署の積極的な取り組みを促していく考えです。	なし	③日野市内の在勤者もしくは在学者	別添一覧表	基本目標1	施策No.1	事業No.3
16	36	11月4日	メール	学校でも周知啓発が必要と考えますので、担当課に教育指導課も入れてください。	本計画を庁内全体で推進するため、行政推進本部を設置しております。 本部会議を通して、担当部署に含まれていない部署においても積極的な取り組みを促していく考えです。	なし	②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	別添一覧表	基本目標1	施策No.1	事業No.5
17	20	10月30日	プラットフォーム	骨子には示されていませんが、課題①～⑤が発生している原因を分析し、その解決となるような施策・事業が分野横断的に並ばなくてはいけないと考えます。例えば、P.17の重要施策①多様な生き方～では、意識調査でネガティブだった32%をどう変えるかが重要です。当事者支援なども確かに必要ですが、今計画に定めるべきは5年たっても変わらない人たちをどうするか、では。分析が待たれます。プライベートな場面というよりパブリックな場面で「当たり前」になりきれていないので。ふわっとしたアプローチの事業は計画化せず、ニューノーマルにしていくための、まちづくり・産業・教育との連携策が並んでもいいのではないか。	本計画を庁内全体で推進するため、行政推進本部を設置しております。 本部会議において各年度の事業評価を行う中で、施策・事業の共有を図り、より効果的な取り組みにつなげてまいります。 また、各課題について市民の関心を高め、多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会になるよう、啓発していく考えです。	なし	①市内に住所を有する方	P.7-9	基本目標1	施策No.2	事業No.8
18	37	11月4日	メール	これまで重要とされていながらも取り組みが進んでこなかったことですので、重点施策に位置づけられたことは評価します。ただし、課題と認識された上で重点施策であるはずですから、背景にある子どもや若年層をとりまく状況を考えると、これまで通りの施策では十分ではないと考えます。せめて「学習指導要領に基づき」の後に「また範囲を超える場合は事前に保護者への説明を行い」を加筆することで、都が実施する産婦人科医等による性教育講座に学校が手をあげやすくなると考えます。家庭への情報提供も大切ですが、保護者の多くはきちんと性教育を受けた経験がないため、どのように子どもに教えてらるのか戸惑う声も聞かれます。 学習指導要領そのものが、発達段階に応じて系統立てた人権の観点からの包括的な性教育に基づくものであるべきと考えます。	教育委員会では、児童・生徒が性について正しく理解し、適切に行動を取れるようにするための性に関する指導や、児童・生徒が性犯罪、性暴力に対して適切な行動をとれる力を身につけるための命の安全教育などについて、児童・生徒の発達段階に応じて実施するよう、各学校に指導、助言をしている状況です。 ※事業内容の文言変更については、担当部署と調整したうえで回答作成いたします。	調整中	②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	P.8	基本目標1	施策No.3	事業No.9
19	1	10月7日	プラットフォーム	日野市男女平等行動計画における目標として子宮頸がん検診や乳がん検診の受診率の向上を目指していた。しかしそれらの過程はどうなのだろうか。例えば性交以前にHPVワクチンを接種することで男女共にHPVに感染することを防ぐ事が出来るためこれの接種の推奨(補助金やポスター等)が必要なのではないだろうか。	※担当部署に確認を行ったうえで回答作成いたします。	調整中	①市内に住所を有する方	P.12	基本目標1	施策No.4	事業No.10
20	38	11月4日	プラットフォーム	～未就学児から包括的性教育の実施を～ 基本目標4つが並列に記載されていますが、目標1「人権が尊重される社会づくり」が全ての根幹になるものです。とりわけ未成年者への人権教育は未来に向けて、誰もが自分と他人の権利を共に尊重する社会を作る上で欠かせないものです。未就学児の段階からスタートし、子どもの発達段階に合わせて実施する包括的性教育において、生殖の仕組みだけでなく、身近な人との関係性、多様な文化と価値観、ジェンダーへの理解、困難を抱える人の存在、暴力からの安全確保、心身の幸福と健康について学び、子どもたちがよりよく生きるために自ら選択できる糧となるような教育プログラムの実施を望みます。	乳幼児期の性に関する情報提供、保健師や親子に関わる専門職のための手引きが厚生労働省より発行されており、保育者や保護者が適切に性教育を行うための指針となっています。 また、こども家庭庭からも、弱い立場に置かれた子どもたちが性被害に遭う事案を防ぐための取組が求められていますので、その趣旨を踏まえ、対応をしていくこととしています。 公立保育園においては、日々の保育の中で、例えば異性の体をふざけて触るなどがあった場合は、個々にプライベートゾーンや自分の体を大切にする取組を教え、状況によっては、クラスの園児を集めて、自分の体を大切にする取組などについて、お話をする機会を設ける場合もあります。 また、保護者から子どもの行動について相談があった場合には、保育士が丁寧に相談に応じているという状況です。 引き続き、関係部署で連携しながら取り組んでまいります。	なし	①市内に住所を有する方 ③日野市内の在勤者もしくは在学者	別添一覧表	基本目標1	施策No.4	事業No.11
21	13	10月22日	メール	少子化対策についての文脈だけだと、焦点の當て方によっては危険なように思う。女性を「産む性」として規定してしまうように感じ取れてしまう。 リプロダクティブヘルス・ライツなどが形でのプレコンセプションケアが望ましい。 包括的性教育を学校教育の中で小さいときからできるとよい。自分の心と体は自分のものであるという考えを小さいころから意識付けていくことが大切ではないか。	リプロダクティブ・ヘルス／ライツは人権と性の観点から妊娠、出産、避妊などについて肉体的、精神的、社会的に男女の健康を保障し女性の自己決定権を尊重する考え方です。リプロダクティブ・ヘルス／ライツを推進するため、その前段として、中高生世代のうちから自分の体に关心を持ち、自分自身を大事にするための知識を得る機会が必要だと考え、プレコンセプションケアの取り組みを進めることしました。 ご意見を参考に、関係部署が連携して取り組んでまいります。	なし	③日野市内の在勤者もしくは在学者	P.7	基本目標1	施策No.4	-
22	39	11月4日	メール	プライベートゾーンについては、幼稚園や保育園のころから教えたほうがよいことだと思う。年頃にあわせた段階の教育を行うことが望ましい。	乳幼児期の性に関する情報提供、保健師や親子に関わる専門職のための手引きが厚生労働省より発行されており、保育者や保護者が適切に性教育を行うための指針となっています。 また、こども家庭庭からも、弱い立場に置かれた子どもたちが性被害に遭う事案を防ぐための取組が求められていますので、その趣旨を踏まえ、対応をしていくこととしています。 公立保育園においては、日々の保育の中で、例えば異性の体をふざけて触るなどがあった場合は、個々にプライベートゾーンや自分の体を大切にする取組を教え、状況によっては、クラスの園児を集めて、自分の体を大切にする取組などについて、お話をする機会を設ける場合もあります。 また、保護者から子どもの行動について相談があった場合には、保育士が丁寧に相談に応じているという状況です。 引き続き、関係部署で連携しながら取り組んでまいります。	なし	③日野市内の在勤者もしくは在学者	別添一覧表	基本目標1	施策No.4	-
23	5	10月20日	メール	「若年層女性への支援」を頭出しにし、成人女性と分けて重点施策とすべきではないか。 理由:今、若年層女性がトーヨー等立ちんぼ、オーバードーズなど居場所がない子たちがそういった行為に追い詰められ、またそれを起因とした自殺も増えている。さらには不登校問題など早急に取り組むべき課題山積であると感じる。 (インターネットによる被害等対策も)	女性支援新法は、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む)を対象としており、あらゆる女性を対象としております。 よって、計画においてはまず基本的な考え方を明確にし、これに基づいて、各部署で、若年層の課題等に対応していく考えです。	なし	①市内に住所を有する方	別添一覧表	基本目標1	施策No.5	事業No.12

No.	旧>No.	受付日	提出方法	意見概要	市の考え方(回答の方向性)	反映の有無	属性	骨子掲載ページ	該当目標	該当施策	該当事業
24	6	10月20日	メール	支援が必要な女性一人ひとりに寄り添い、適切な支援につなげていく取り組みは、今後もぜひ継続・強化していただきたいと考えております。 その一方で、支援を担う方々ご自身の心身の健康やケア体制の整備も、非常に重要な課題だと思われます。支援者へのサポート体制の充実についても、併せてご検討いただければ幸いです。	基本目標3、施策No.2において、子育てや介護の支援を行ってまいります。	なし	①市内に住所を有する方	別添一覧表	基本目標1	施策No.5	事業No.12
25	40	11月4日	メール	いろんな部署がワンチームでケース対応できることが望ましい。複合的な要因を抱えている場合、どの部署が担当か定められない。 たらいまわしにならないように枠組みを超えて動くことができるチームがあるとよい。 行政の行っている取り組みは、お知らせしてもらわないと市民はわからない。サポートしてくれる部署があるということを示すのも良いと思う。	平和と人権課の女性相談の周知を図ってまいります。	なし	③日野市内の在勤者もしくは在学者	別添一覧表	基本目標1	施策No.5	事業No.12
26	41	11月4日	メール	庁内連携強化も理解促進も大切ですが、本人や周囲のひとが、どこに相談したらよいのか、相談窓口がわかりづらいと感じます。相談窓口を明確にし、相談しやすい工夫と周知の徹底を求めます。	平和と人権課の女性相談の周知を図ってまいります。	なし	②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	P.8	基本目標1	施策No.5	事業No.12 事業No.13
27	14	10月22日	メール	子どものいない方が支援を求めたときにどこが支援してくれるのか。 複合的要因を抱えた高齢者や障害者が支援を求める際にどこかの部署が対応してくれるのかわからず、また、どの部署からも支援を断られてしまうことを危惧している。市役所部署間の連携体制が大切であると同時に、アウトリーチを行うために民間支援団体との連携も大切であると感じる。民間支援団体が近隣にどれだけいるかなども把握しておいてほしい。	女性支援新法は、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む)を対象としており、あらゆる女性を対象としております。 法では、関係機関及び民間団体の協働が理念となっておりますので、この理念に基づいて進めてまいります。	なし	③日野市内の在勤者もしくは在学者	別添一覧表	基本目標1	施策No.5	-
28	23	10月31日	メール	困難女性支援法で、困難をどう定義しているのかが分かりづらい。 公共のサポートを使えそうで使えないはざまの人がいる。そもそも制度を知らない人もいる。 困っているけど何を聞いたらいいかわからない人もいる。もっとネットを駆使しなくても情報が手に入るようにしてみるのはどうか。 困難な問題を抱えている人を支援する民間団体を育てていくことも大事。庁内だけでなく、民間団体との連携が必要。	法律の周知に努めてまいります。 法では、関係機関及び民間団体の協働が理念となっておりますので、この理念に基づいて進めてまいります。	なし	②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	P.8	基本目標1	施策No.5	-
29	43	11月4日	メール	配偶者のみならずパートナーも含まれるので「等」を加筆してください。	ご意見ありがとうございます。文言修正します。	あり	②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	P.8	基本目標2	施策No.1	事業No.14
30	44	11月4日	メール	DVと児童虐待の関連への理解を深めるため「ダブルリボンキャンペーン」をさらに推進してください。	令和6年度からダブルリボンキャンペーンを実施しており、今後も継続してまいります。関係部署と連携し、理解を広める取り組みを進めてまいります。	なし	②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	P.8	基本目標2	施策No.1	事業No.15
31	45	11月4日	メール	リベンジポルノに限らず、ディープフェイクなど新たな技術による「デジタル性暴力」が増えています。被害者だけでなく、加害者にもなり得る視点での未然防止策が必要と考えます。 学校で年に1回、あるいは希望する児童生徒のみということではなく、被害者も加害者もそして傍観者もなくしていくため、前述の「からだと性に関する正確な情報提供」とあわせて、発達段階に応じて系統立てた人権の観点からの包括的な性教育に取り組んでいただきたいです。	平和と人権課では、性被害の被害者にも加害者にもならないため、性的同意の必要性などの人権を侵害しないためのコミュニケーションについて知るデートDV出張講座を実施しています。今後も取り組みを継続してまいります。 ※担当部署にも確認をしたうえで回答作成いたします。	調整中	②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	P.8	基本目標2	施策No.3	事業No.18
32	46	11月4日	メール	雇用の場においても啓発をすすめるよう、担当課に産業振興課も入れてください。	本計画を庁内全体で推進するため、行政推進本部を設置しております。 本部会議を通して、担当部署に含まれていない部署においても積極的な取り組みを促していく考えです。	なし	②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	P.8	基本目標2	施策No.3	事業No.19
33	11	10月20日	プラットフォーム	P18:重点施策とその他の施策の違いは何でしょうか?どのように決めているのでしょうか。生命の危険につながるDV関連の施策から重点施策がないのはなぜでしょうか。P13の成果目標でも2/3が未達成だったので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたい。私は「性犯罪・性暴力・ハラスメント等未然防止のための取組の充実」の2事業に力を入れてほしいです。	このたびの第5次計画においては、「何を推し進めたいのかが分かりやすい計画」を目指しました。 よって、第4次計画では39施策、79事業、重点施策7でしたが、第5次計画では19施策、39事業、重点施策5と精査し、経常的な施策・事業の削減を図りました。 重点施策は、第4次計画策定以降の法施行、課題の変化をふまえ、特に推進するものを位置付けました。 重点以外の施策についても、決して手を緩めるものではなく、積極的に取り組む必要があると認識しております。 ご意見をいただきましたDV関連は、基本目標2として施策の上位に位置づけ、あらゆる暴力を許さない社会に向けて取り組んで行く考えです。	なし	③日野市内の在勤者もしくは在学者	P.13	基本目標2	施策No.3	-
34	7	10月20日	メール	性犯罪・性暴力・ハラスメント等の未然防止および被害者支援の取り組みは、非常に重要なものと認識しております。今後さらに拡充されることを強く望みます。 とりわけ、被害者の方々への支援の充実は不可欠であると考えますが、同時に、加害者に対する対応や再発防止策についても、何らかの取り組みができないかと感じております。 この点については、国や都が主体となる部分もあるかとは思いますが、今後検討いただけますと幸いです。	本計画の根拠である「日野市すべての人の性別等を尊重し多様な生き方を認め合う条例」(通称:ジェンダー平等条例)では、憲法の基本的人権を念頭に、すべての人が性別等にかかわらず個性と能力を発揮できる社会を目指すとしています。 施策を通して、男女平等の土台にある人権尊重の理念についても啓発していく考えです。	なし	①市内に住所を有する方	別添一覧表	基本目標2	施策No.3 施策No.4	-
35	8	10月20日	メール	パワーハラスメントは前回調査より増加しているようですが、DVやセクハラ・マタハラについてはどのような傾向なのでしょうか。	令和6年8月に行いました、日野市男女平等に関する市民意識アンケート調査では、DVを受けたことがあるかについては前回調査より「特にない」の割合が増加しており、受けたことがある割合は減少しています。セクハラ・マタハラを受けたことがあるかについてはどちらも前回調査より割合が増加しています。	なし	③日野市内の在勤者もしくは在学者	P.8	基本目標2	施策No.3 施策No.4	-
36	47	11月4日	メール	「被害にあった際の相談窓口」とありますが、困難な問題を抱えた女性の相談窓口と同様、どこに相談したらよいかわかりづらいと感じています。窓口の一体化もご検討願います。	平和と人権課の女性相談の周知を図ってまいります。	なし	②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	P.8	基本目標2	施策No.4	事業No.20
37	15	10月22日	メール	相談先もあるし、言葉の認知度もあるはずなのに、アンケート結果で「相談しようと思わなかった」が多いことについて、なぜそう思わなかつたのかの理由が大事だと思う。	市民意識アンケート調査結果において、配偶者や交際相手からの暴力を相談した人の割合は31.1%(前回令和元年度調査では32.6%)でした。約7割の方が相談しなかったことの原因は、周知不足や予約の取りにくさなど、様々あると受け止めております。平和と人権課において改善策を検討してまいります。	なし	③日野市内の在勤者もしくは在学者	P.8	基本目標2	-	-

No.	旧>No.	受付日	提出方法	意見概要	市の考え方(回答の方向性)	反映の有無	属性	骨子掲載ページ	該当目標	該当施策	該当事業
38	24	10月31日	メール	アンケート結果の「相談しようと思ったのにしなかった」という要因としては、予約のしにくさがあるのではないか。予約が電話のみのため、誰が出るかもわからないし、男性が出るかもしれないという不安感を持つ人もいると思う。どういう資格を持つ人が相談員なのかもわからないと不安に感じる。安心できる環境づくりが必要。どこもなんでも相談を参考にしてみてはどうか。相談という名前がついていると、敷居が高く思えてしまうので、名前ももう少し親しみやすいものに変えてもいいかもしない。	市民意識アンケート調査結果において、配偶者や交際相手からの暴力を相談した人の割合は31.1%（前回令和元年度調査では32.6%）でした。約7割の方が相談しなかったことの原因は、周知不足や予約の取りにくさなど、様々あると受け止めております。平和と人権課において改善策を検討してまいります。相談窓口の名前についてはご意見として受けたまわります。	なし	②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	P.8	基本目標2	-	-
39	42	11月4日	プラットフォーム	第4次計画では、「あらゆる暴力の根絶をめざす」が新規目標として挙げられましたが、今回の調査での成果達成率もあまり良くないようです。この目標の中の施策が、第5次計画の重点施策になって無いのは、どんな理由からですか？	このたびの第5次計画においては、「何を推し進めたいのかが分かりやすい計画」を目指しました。よって、第4次計画では39施策、79事業、重点施策7でしたが、第5次計画では19施策、39事業、重点施策5と精査し、経常的な施策・事業の削減を図りました。重点施策は、第4次計画策定以降の法施行、課題の変化をふまえ、特に推進するものを位置付けました。重点以外の施策についても、決して手を緩めるものではなく、積極的に取り組む必要があると認識しております。ご意見をいただきました点については、第5次計画では「基本目標2 あらゆる暴力を許さない社会づくり」として、ハラスメントと合わせて位置付け、継続的に取り組んでいく考えです。	なし	①市内に住所を有する方 ③日野市内の在勤者もしくは在学者	P.13	基本目標2	-	-
40	48	11月4日	メール	生きづらさを抱える男性の中には、女性は優遇されててズレい、優遇されている女性は傷つけても良いと考えてしまう人もいる。そういった歪んだ考え方が出ないような土台作りや、生きづらさを抱えた男性への手当てが大事だと思う。DV被害者等は、相談もしたいが、同じ立場の人と話をしたいという気持ちもあるように思う。相談しても、やられたことがない人にはどうせわからないという気持ちで心を閉じてしまう。そもそもDVと気づいていない人もおり、自分がおかしいのだと思ってしまう。TikTokとかインスタなど、ネットショート動画は目につく機会が多いため、「これってDV？」のようなテーマで日常の一幕でのDV行動の実例をショート動画にして、まずは気づいてもらうことが相談にもつながるのではないか。	平和と人権課で行っている女性相談は性別を問わず申し込むことができますので、周知に努めてまいります。また、相談以外に、共に考えながら、安心して自分の心の声に耳を傾ける時間を提供する場として、平成20年度（2008年度）から「傷ついた心の回復を目指す講座～トラウマと向き合う自分だけの時間～」を実施しています。平和と人権課の取組の周知を図るとともに、適切に相談先等につなげて行く考えです。	なし	③日野市内の在勤者もしくは在学者	別添一覧表	基本目標2	-	-
41	16	10月22日	メール	夫が育休を取っても何もせず、自分の休みだと思っているケースもあるようで、本来の在り方と現実とで乖離が起こっている。ただ取ればいいのではなく何のために取るのかを理解してもらう必要がある。また、育休の補充要員がないことで、残された同僚へ負担がかからてしまうこともある。育休の取得率が上昇したことを見ぶのではダメで、まだまた課題はあるように思う。子育ては小学校に入つても大変なため、薄く長くの子育て体制を考えたほうが良い。特に、障害児を育てる母も困難を抱える女性であり、子供から離れて自分の時間を使う余裕はない。ワークライフバランスは、あくまで普通の人向けのもののように思われる。育児休業の方に目が行きがちだが、これからは介護休業のほうがメインになっていくのではないか。	社会全体において男性の育休取得率は上昇していますが、育休中の男性の過ごし方、職場の理解や業務負担をどうカバーするか等の課題が言われております。職場や家庭で、仕事と家庭生活をどう両立するかは、市、市民、事業者が共に考えていく必要があり、そのための啓発に取り組んでまいります。基本目標3誰もがあらゆる分野でともに活躍できる社会づくりにおいて、ケアしている方への支援を施策として含めており、地域で支え合う仕組みづくりを行ってまいります。	なし	③日野市内の在勤者もしくは在学者	別添一覧表	基本目標3	施策No.1 施策No.2 施策No.3 施策No.5	-
42	9	10月20日	メール	「ケアラー支援対策」介護離職を防ぐ施策等を載せたほうがよい。高年齢での出産が増え、子育てと親の介護の「ダブルケアラー」、働き盛りでの親の介護を「ビジネスケアラー」（男性もですが…）、また幼くして兄弟、家族の面倒をみる「ヤングケアラー」支援これらの単語を表に出した施策を挙げたほうがよいと思う。	介護者の負担軽減策については、介護離職が課題となっていることを念頭に計画内に位置付けしております。ヤングケアラー支援については第6次日野市地域福祉総合計画において位置付けられているため、本計画には含めておりません。	なし	①市内に住所を有する方	別添一覧表	基本目標3	施策No.2	事業No.23
43	49	11月4日	メール	介護者とありますが、ケアを必要とする家族は高齢者に限りませんので「ケアラー」が望ましいと考えます。（担当課も連動）	ここでは高齢者を介護する介護者が働き続けられる（ワーク・ライフ・バランスを保てる）ことを目的として事業を設定しています。障害者・障害児の家族介護者が働き続けられる施策およびヤングケアラーに関する施策は障害者福祉ひの6か年プラン、第6次日野市地域福祉総合計画で位置付けられています。そのため、「介護者」の文言については、現状のままといたします。	なし	②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	別添一覧表	基本目標3	施策No.2	事業No.23
44	25	10月31日	メール	育休取った人の業務は職場の同僚に割り振られるわけだが、その増えた業務を負担する同僚を支援する仕組みがない。結果、育休の取りづらさが残ってしまう。企業向けの啓発が重要。育休が終わったあとのことを心配される方もいるので、終わったあとのサポートも必要。父親の育休中の過ごし方について、意識改革が大切だと思うが、父親も子育てをするというケースが昔はあまりなかったこともあって、現在の父親世代にはモデルケースがない状態のように感じる。そういう意味で言えば、今の父親は開拓者であると思う。	社会全体において男性の育休取得率は上昇していますが、育休中の男性の過ごし方、職場の理解や業務負担をどうカバーするか等の課題が言われております。職場や家庭で、仕事と家庭生活をどう両立するかは、市、市民、事業者が共に考えていく必要があり、そのための啓発に取り組んでまいります。	なし	②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	別添一覧表	基本目標3	施策No.3	事業No.25
45	10	10月20日	メール	「多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくり」に関しては、企業や事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進が、男女を問わずすべての人にとって生きやすい社会の実現につながるものと考えます。ぜひ、啓発活動や意識改革に向けた取り組みを、今後一層推進していただければと存じます。	社会全体において男性の育休取得率は上昇していますが、育休中の男性の過ごし方、職場の理解や業務負担をどうカバーするか等の課題が言われております。職場や家庭で、仕事と家庭生活をどう両立するかは、市、市民、事業者が共に考えていく必要があり、そのための啓発に取り組んでまいります。	なし	①市内に住所を有する方	別添一覧表	基本目標3	施策No.3	-
46	50	11月4日	メール	防災会議は議事録も公開されていないため、何が話し合われているのかもわかりません。どのような会議かわからなければ、女性の参画も進みにくいのではと考えますので、改善を求めます。	※担当部署に確認したうえで、回答を作成いたします。	調整中	②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	P.9	基本目標3	施策No.6	事業No.31
47	51	11月4日	メール	担当課に健康福祉部も入るのではないかと思います。	本計画を庁内全体で推進するため、行政推進本部を設置しております。本部会議を通して、担当部署に含まれていない部署においても積極的な取り組みを促していく考えです。	なし	②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	P.9	基本目標3	施策No.6	事業No.32
48	17	10月22日	メール	女性の視点を入れるためには、避難所や防災について検討する委員会や会議への積極的な女性登用が重要。	重点施策5に男女平等参画の視点を踏まえた防災体制の充実を位置付け、基本目標3施策No.6に事業を記載しました。令和6年1月に発生した能登半島地震等をふまえた取り組みを進めてまいります。	なし	③日野市内の在勤者もしくは在学者	別添一覧表	基本目標3	施策No.6	-
49	52	11月4日	メール	女性委員の割合だけでなく、女性委員長の割合についても公表するようにしてください。	市の審議会・委員会において女性が担う役割を把握することは、男女共同参画を一歩進める取り組みだと考えます。実施に向けて調整してまいります。	なし	②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	P.15	基本目標4	施策No.1	事業No.33

No.	旧>No.	受付日	提出方法	意見概要	市の考え方(回答の方向性)	反映の有無	属性	骨子掲載ページ	該当目標	該当施策	該当事業
50	26	10月31日	メール	男女平等推進センターに求められていることも時代に合わせて変わっていると思う。男女平等について活動をしている民間団体と協働して活動するのも良いのではないか。男女平等は、人権のなかに含まれるものなので、センターの名称も男女平等と入れない名称に変更してみるのはどうか。	市民意識アンケート調査結果において、男女平等推進センター「ふらっと」を「言葉も内容も知っている」と回答した人は3.3%、「見たり聞いたりしたことはあるが、内容は知らない」と回答した人は18.3%でした。この結果を踏まえ、男女平等推進センターをどのようにPRし、価値を高めていくか、今後の課題とさせていただきます。	なし	②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	別添一覧表	基本目標4	施策No.2	事業No.34
51	53	11月4日	メール	NWECの内閣府移管に伴う法改正等により、各地の男女共同参画センターの機能強化がはかられることになると思います。それを踏まえた機能の充実に期待します。また苦情処理相談窓口が知られていないと感じますので、周知をすすめてください。	市民意識アンケート調査結果において、男女平等推進センター「ふらっと」を「言葉も内容も知っている」と回答した人は3.3%、「見たり聞いたりしたことはあるが、内容は知らない」と回答した人は18.3%でした。この結果を踏まえ、男女平等推進センターをどのようにPRし、価値を高めていくか、今後の課題とさせていただきます。平和と人権課の苦情処理相談窓口については、女性相談とあわせて周知に努めてまいります。	なし	②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	別添一覧表	基本目標4	施策No.2	事業No.34
52	18	10月23日	プラットフォーム	「基本目標4 男女平等参画の推進体制づくり」について、高市首相が誕生したこともあり、これからより女性が活躍していく社会になっていくのではないかと思います。令和元年度から目標未達成のものが3項目中2項目でありましたので、男女平等参画の推進体制づくりについて 日野市にはより率先して整えてもらいたいと思いました。	※担当部署に確認したうえで、回答を作成いたします。	調整中	①市内に住所を有する方 ③日野市内の在勤者もしくは在学者	P.15	基本目標4	施策No.2	事業No.35
53	54	11月4日	メール	特に法律のことは、市民が知らないことが多いので、市民も参加しやすく、学べる機会の提供があるとよい。ソフト面から市民を巻き込む仕組みが必要。	法律の周知に努めてまいります。	なし	③日野市内の在勤者もしくは在学者	P.3	基本目標4	施策No.3	-
54	19	10月26日	プラットフォーム	市役所職員の管理職に占める女性職員の割合は、目標30パーセントに対して、近年23パーセント前後の推移で改善がはかられていない。先ずは、市自らが見本となるよう取り組みや目標の具体的な可視化を行いPDCAを行って啓発して欲しい。	※担当部署に確認したうえで、回答を作成いたします。	調整中	①市内に住所を有する方	P.15	基本目標4	施策No.4	事業No.38
55	55	11月4日	メール	第5次目標に「一週間以上の取得率 85%以上」とありますが、女性は年単位で取得しています。最終的にどこを目標としたうえでのこの目標値なのか、説明が必要と思います。	※担当部署に確認したうえで、回答を作成いたします。	調整中	②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	P.15	基本目標4	施策No.4	事業No.38